

○生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬

(平成十二年四月十九日)

(厚生省告示第二百十四号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定に基づき、生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十二条第二項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)第二百二十七条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第四百四十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)第三百三十六条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)第九条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)第十一条第三項第三号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)第三百三十五条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第九十条第三項第三号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。

七 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。

八 介護保険法第五十一条の三第五項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

九 介護保険法第六十一条の三第一項に規定する特定入所者に対しては、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は同項第二号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。

十 介護保険法第六十一条の三第五項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は同項第二号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

改正文 (平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四九号) 抄
平成十七年十月一日から適用する。

改正文 (平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二九八号) 抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文 (平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第一七二号) 抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文 (平成二四年三月二九日厚生労働省告示第一八一号) 抄
平成二十四年四月一日から適用する。